

滋賀短期大学における障害学生支援に関する基本方針

滋賀短期大学（以下「本学」という。）では、以下の基本方針に基づき、身体障害、発達障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある学生（以下「障害学生」という。）の支援を行う。

ただし、本基本方針は、支援制度の根幹を定めたものであり、支援内容については、障害の内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障害学生と十分な協議を経た上で決定する。

1 方針

本学は、本学に在籍する障害学生が、障害のない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。

2 支援の目的

本学の障害学生支援は、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことを目的とする。

3 支援体制

障害学生への支援は、本学の教職員が必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携して全学的な体制で行う。障害学生のサポートは、個別の支援メニューや相談対応、学生生活環境づくりについて、教職員が連携して支援を行う。

4 個人情報の保護と守秘義務

支援者が支援をする上で知り得た障害学生の個人情報（障害や相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

ただし、障害学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。

令和 2 年 1 月 9 日 制定

令和 5 年 3 月 2 日 改正